

(カナダ知的財産庁により公表された救済措置の仮訳)

日本の自然災害の影響を受けた出願人を救済する法規定

カナダ知的財産庁(CIPO)は、先頃日本を襲った自然災害の影響を受けた出願人に対し、権利喪失を最低限に抑える可能性がある法規定についてお知らせ致します。CIPO としては、現在法律で規定されている以外に追加的措置を取ることは出来ません。その一方で、カナダの知的財産関連の法律・規則によれば、(権利の)延長及び／又は回復の措置を、状況によっては適用できる可能性があります。

具体的な規定の詳細は以下の通りです。さらに詳しい情報は該当する箇所をご参照下さい。

特許

- 優先期間 — 特許法第 28.4 条に加えて、特許規則第 88 条及び第 89 条参照のこと
- 期間延長 — 特許規則第 26 条及び第 27 条参照のこと
- 権利回復 — 特許法第 73 条第 3 項並びに特許規則第 98 条又は第 152 条参照のこと

商標

- 優先期間 — 商標法第 34 条参照のこと
- 期間延長 — 商標法第 47 条第 1 項並びに実務通告「審査における期間延長」、「商標異議申立手続きの実務」、「商標法第 45 条の手続きに関する実務」参照のこと
- 遡及的(期限)延長 — 商標法第 47 条第 2 項参照のこと

意匠

- 優先期間 — 意匠法第 29 条に加えて、意匠規則第 20 条参照のこと
- (意匠)出願の回復 — 意匠法第 5 条第 4 項及び意匠規則第 17 条参照のこと
- 期間延長 — 意匠の運用第 7 条参照のこと